

○環境省告示第七十号

広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第二条第二項の規定に基づき、広域処理対象区域を指定する件（昭和五十七年一月厚生省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和三年十月二十八日

環境大臣 山口 壯

広域処理対象区域の名称及び区域の表の大阪湾圏域の項奈良県の部分中「宇陀市

」を「宇陀市

山辺郡

山添村

」に改める。